公示送達

大槌都市計画事業赤浜地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定取消通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年８月31日

大槌都市計画事業
赤浜地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一丁目３番11号
氏名　岡本　徳幸

２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定により、別紙のとおり仮換地指定を取消します。

教示
この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別紙の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一丁目215―５赤浜自治会館において掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業赤浜地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年８月31日

大槌都市計画事業
赤浜地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町港町４番12号
氏名　駒林　達雄

２　通知の内容
土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、大槌都市計画事業赤浜地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

注意
この通知に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することはできますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示
この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一丁目215―５赤浜自治会館において掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定取消通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年８月31日

大槌都市計画事業
町方地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一丁目３番11号
氏名　岡本　徳幸

２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定により、別紙のとおり仮換地指定を取消します。

教示
この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別紙の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号大槌町役場の掲示場において掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年８月31日

大槌都市計画事業
町方地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町港町４番12号
氏名　駒林　達雄

２　通知の内容
土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

注意
この通知に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することはできますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示
この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号大槌町役場の掲示場において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日
岩手県北上市飯豊二一一地割五番地一
有限会社アーキプリッジ
清算人　高橋　晃

解散公告

当社は、平成二十九年八月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十一日
茨城県下妻市北大宝三三一番地二
株式会社ストラックアソシエイツ
代表清算人　脇田　和仁

会社設立のお知らせ

平成29年8月31日
神戸市西区西月神戸
株式会社牧地
代表取締役　野口　知宏